

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省31-5-2)

施策名	5-2 事業環境整備		担当部局名	中小企業庁長官官房総務課		政策評価実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	中小企業・小規模事業者の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに、中小企業・小規模事業者が抱える事業引継ぎ等の課題に対する事業環境の整備を図る。				政策体系上の位置付け	5 中小企業・地域経済	
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 政策金融・信用保証制度を通じて中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図る。 後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の円滑な事業引継ぎを促進する。 			目標設定の考え方・根拠		「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(平成28年6月2日閣議決定)、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定)、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえて設定。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	29年度	30年度	令和元年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(平成28年6月2日閣議決定) 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定) 「未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」(平成30年6月15日閣議決定) 「成長戦略(2019年)」(令和元年6月21日閣議決定)		
	77,893 (65,961)	103,346 (86,640)	21,579				

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
		令和元年度	
1 資金繰りの円滑化	資金繰りの円滑化に係る施策(貸付、信用保証等)の着実な実施	令和元年度	政策金融や信用保証による施策が、その目的に照らして、中小企業の多様な資金ニーズに対応し、円滑な資金繰り環境の整備に寄与しているかを確認するため。「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、中小企業・小規模事業者の経営環境等に配慮し資金繰りに万全を期すことが示されている。
2 事業引継ぎの促進	平成34年に事業引継ぎセンターのマッチング件数2000件を目指す	令和元年度～令和4年度	2025年には中小・小規模企業者の経営者のうち245万人が70歳以上となり、そのうち半数が後継者未定となる恐れがあるところ、後継者不在企業の事業引継ぎを支援することにより、優れた経営資源を持つ企業の廃業を防ぎ、優れた技術やノウハウの損失を回避することができるため。「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)中短期工程表において、後継者不在の中小企業者の事業引継ぎを支援し、事業引継ぎのマッチングを促進することが示されている。

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み	年度ごとの実績値								参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	年度		29年Ⅰ期	29年Ⅱ期	29年Ⅲ期	29年Ⅳ期	30年Ⅰ期	30年Ⅱ期	30年Ⅲ期		
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-	-	-	-	5	7	9	11	11	11	12	中小企業の業況を判断する指標。
測定指標	基準値		見込み	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠	
	基準年度	年度		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
2 東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	-	-	-	-	8,377	8,360	-	-	-	-	-	中小企業の業況を判断する指標。

【達成手段一覧】

達成手段		予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
		29年度	30年度	令和元年度					
1	土地の譲渡所得に対する特別控除(中小企業高度化事業に係るもの)	-	-	-	昭和49年度	2	個人又は法人が所有している土地を、中小企業高度化事業を実施する事業協同組合等に譲渡した場合、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。	-	-
2	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記の税率の軽減	-	-	-	昭和46年度	1	中小企業者等が信用保証協会による債務保証を受ける際、信用保証協会が抵当権者となる抵当権設定登記等を行う場合に納付する登録免許税の税率を0.15%に軽減する。	-	-
3	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会関係)	-	-	-	昭和50年度	1	信用保証協会の行う信用保証業務のための基金に充てるための負担金を拠出した場合、その拠出した金額を損金(必要経費)に算入することができる。	-	-
4	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用	-	-	-	平成4年度	-	中小企業者等の各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けることができる。	-	-
5	中小企業等の法人税率の特例	-	-	-	平成21年度	-	中小企業等の年800万円以下の所得金額について、法人税率を19%から15%に軽減する。	-	-
6	小規模宅地等の課税価格の特例	-	-	-	昭和58年度	2	事業用の宅地等を相続した場合、400㎡までの土地評価額の80%を相続税の課税価格から減額する。	-	-
7	事業承継税制	-	-	-	平成21年度	2	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき都道府県知事の認定を受けた非上場会社の株式等について、相続税又は贈与税の納税を猶予する。	-	-
8	個人版事業承継税制	-	-	-	令和元年度	2	個人事業者の集中的な事業承継を後押しするため、10年間の時限措置として、土地、建物、機械・器具備品などの承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する。	-	-
9	相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例	-	-	-	平成16年度	2	相続等により財産を取得して相続税を課税された者が、相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までの間に、相続等により取得した非上場株式等をその発行会社に譲渡した場合には、みなし配当相当額について配当課税(総合課税)とせず株式の譲渡益課税(分離課税)とする。	-	-
10	社会環境対応施設整備資金	-	-	-	平成8年度	-	災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設などの整備に取り組む中小企業者を支援する。	-	-
11	日本政策金融公庫補給金	16,537 (16,537)	16,514 (15,739)	16,411	平成20年度	1	中小企業・小規模事業者の経営環境等に配慮し、株式会社日本政策金融公庫が中小企業・小規模事業者に対し必要かつ十分な資金供給を行うことで資金繰りの円滑化を推進する。	-	0127

12	危機対応円滑化業務支援事業	541 (148)	78 (58)	80	平成20年度	1	中小企業・小規模事業者の経営環境等に配慮し、指定金融機関が中小企業・小規模事業者に対し必要かつ十分な資金供給を行うことで資金繰りの円滑化を推進する。	-	0128
13	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業	5,500 (5,312)	16,000 (15,797)	5,900	平成17年度	1	経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者や創業に取り組んでいる中小企業・小規模事業者の借入に係る保証を行う信用保証協会が負担する損失の一部を補填するため、全国信用保証協会連合会に設置している基金の造成費を補助等を行う。これにより中小企業/小規模事業者の資金繰りの円滑化を推進する。	-	0129
14	中小企業実態調査委託費	1423 (1309)	670 (585)	706	平成21年度	-	本事業により、中小企業・小規模事業者の実態や課題を的確に把握し、目標達成に向けた各種政策の企画立案及び実施に資する。	-	0130
15	中小企業組合等共同施設等災害復旧事業等	0 (4,689)	0 (11,978)	0	平成28年度	-	中小企業・小規模事業者の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに中小企業・小規模事業者が抱える事業引継ぎ等の課題に対する事業環境の整備を図る。	-	0133
16	中小企業組合等共同施設等災害復旧事業等	-	0 (72,188)	0	平成30年度	-	中小企業・小規模事業者の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに中小企業・小規模事業者が抱える事業引継ぎ等の課題に対する事業環境の整備を図る。	-	平成30年度 補正予算